



# 南九州市パートナーシップ・ ファミリーシップ宣誓制度 が始まりました

南九州市では、すべての市民が多様な生き方を選択でき、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

本市における人権尊重と多様性への理解をより一層深めるための施策の一環として、令和8年4月1日からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入しました。

## 南九州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

この制度は、何らかの理由で結婚できないお二人が、日常の生活においてお互いに協力し合う関係であると宣誓することにより、市がその事実を認め、宣誓書受領証等を交付する制度です。

法律上の効力はありませんが、お二人がお互いを人生のパートナーとして宣誓することで、多様な生き方を尊重し、パートナーも利用可能となる行政サービス等を利用できるようになります。

また、お二人が家族として暮らすお子さんも含めたファミリーシップの宣誓も行うことができます。



### 宣誓ができる方

- 成年であること
  - どちらかお一人が南九州市民であること、または転入を予定していること
  - 他に配偶者（事実婚含む）がいないこと
  - 宣誓者同士が近親者でないこと
- 【ファミリーシップを宣誓する場合】
- 宣誓するどちらかお一人またはお二人の子どもで、生計同一であること

### 宣誓に必要な書類

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書
  - 住民票の写しなど
  - 戸籍抄本または独身証明書など
  - 本人確認書類
- 【ファミリーシップを宣誓する場合】
- 戸籍謄本

※ 受領証等に通称名を記載することができます。

### 手続きの流れ

#### ステップ①

##### 宣誓日の予約

宣誓をしたい日の原則7日前までに予約してください。

電子申請、電話、メールにて、受付けております。



#### ステップ②

##### 宣誓

予約をした日時に宣誓に必要な書類をお持ちの上、お二人そろって市役所へお越しください。

※15歳以上のファミリーシップ対象者がいらっしゃる場合は一緒にお越しください。

#### ステップ③

##### 受領証等の交付

宣誓後、要件を満たしていることが確認できた場合、「宣誓書受領証」と「宣誓書受領カード」を交付します。

※原則、即日交付しますが発行手続きにお時間をいただきます。

### 市民・事業者の方へのお願い

この制度は、法律上の効力（婚姻や相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、互いを人生のパートナーとして尊重し合うお二人、またそのご家族の関係を市として尊重し、日常生活の生きづらさを軽減するためのものです。この趣旨をご理解いただき、本制度の利用者が適切なサービスや対応を受けられるよう、ご協力をお願いいたします。